

知識集約型社会を支える人材育成事業（メニューⅠ・Ⅱ）
中間評価結果（案）に対する意見申立てについて

令和4年7月21日
知識集約型社会を支える人材育成事業委員会

1 趣 旨

知識集約型社会を支える人材育成事業委員会（以下「委員会」という）は、「知識集約型社会を支える人材育成事業（メニューⅠ・Ⅱ）中間評価要項」の記載に基づき、中間評価結果（案）の総括評価において「C」又は「D」とされた大学に対し、事前に中間評価結果（案）を提示して意見申立ての機会を設けることとしている。

2 意見申立ての対象・範囲

- (1) 意見申立ての対象は中間評価結果（案）とし、その範囲は評価調書（現地調査で聴取した意見及び追加説明資料を含む。）の記載内容に限る。
- (2) 委員会の行う中間評価の実施方法等については、意見申立ての対象としない。

3 意見申立ての方法

意見申立ては、別紙様式1「知識集約型社会を支える人材育成事業（メニューⅠ・Ⅱ）中間評価結果（案）に対する意見申立て書」に記入の上、委員会に提出することとする。

4 意見申立てへの対応

- (1) 中間評価結果（案）に対する意見申立てがあった場合は、委員会において対応を検討し、必要に応じて中間評価結果（案）に修正を加えた上で最終的な評価結果を確定する。
- (2) 意見申立ての内容については、意見申立てへの対応とともに、原文のまま公表する。
なお、意見申立ての中に、個人に関する情報や大学の正当な利益を害する恐れがあるものなどの不開示情報が含まれている場合には、当該部分は公表しない。